

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

千葉県銚子市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等の受理、申請等に係る事実の審査又は申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に係る措置に関する事務 ・保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険料の賦課、減免等に関する事務 ・保険料の収納及び還付等に関する事務 ・オンライン資格確認等システムに関する事務を実施する。資格履歴管理事務として医療保険者向け中間サーバーへの情報提供や機関別符号の取得等事務や情報の提供を行う。
③システムの名称	・Acrocity住民情報(国民健康保険)・Acrocity住民情報(総合収納管理)・滞納管理システム・高額医療支給システム・国保総合システムおよび国保情報集約システム、口座管理システム、年金集約システム、Acrocity住民情報(行政基本)、番号連携サーバー、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項) ＜情報照会の根拠＞ ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69、70、71の項) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項(利用目的情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	銚子市市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	銚子市総務課総務室政策法務班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8190(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	銚子市市民課保険年金室国保給付班・国保料班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8955(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I. 5. ① 部署	銚子市総務市民部市民課	銚子市市民課保険年金室	事後	
平成30年4月1日	I. 5. ② 所属長	市民課長 網中 紀之	市民課長 宮内 伸光	事後	
平成30年4月1日	I. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	銚子市総務市民部総務課政策法務班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8190(直通)	銚子市総務課総務室政策法務班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8190(直通)	事後	
平成30年4月1日	I. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	銚子市総務市民部市民課国保給付班・国保料班 千葉県銚子市若宮町1番地の1	銚子市市民課保険年金室国保給付班・国保料班 千葉県銚子市若宮町1番地の1	事後	
平成30年4月1日	II. 1. 対象人数	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II. 2. 取扱者数	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II. 1. 対象人数	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II. 2. 取扱者数	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策		1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	I－1－②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等の受理、申請等に係る事実の審査又は申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に係る措置に関する事務 ・保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険料の賦課、減免等に関する事務 ・保険料の収納及び還付等に関する事務	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等の受理、申請等に係る事実の審査又は申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に係る措置に関する事務 ・保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険料の賦課、減免等に関する事務 ・保険料の収納及び還付等に関する事務 ・オンライン資格確認等システムに関する事務を実施する。資格履歴管理事務として医療保険者向け中間サーバーへの情報提供や機関別符号の取得等事務や情報の提供を行う。	事前	
令和2年11月1日	I－1－③システムの名称	・Acrocity住民情報(国民健康保険)・Acrocity住民情報(総合収納管理)・滞納管理システム・高額医療支給システム・次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、口座管理システム、年金集約システム、Acrocity住民情報(行政基本)、中間サーバー * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	・Acrocity住民情報(国民健康保険)・Acrocity住民情報(総合収納管理)・滞納管理システム・高額医療支給システム・国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、口座管理システム、年金集約システム、Acrocity住民情報(行政基本)、中間サーバー * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	I－2特定個人情報ファイル名		1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル	事後	
令和2年11月1日	I－3個人番号の利用	・番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第24条	・番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年11月1日	I－4－②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ○番号法 第19条第7号 別表第二（1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 <情報照会の根拠> ○番号法 第19条第7号 別表第二（42、43、44、45の項） ○別表第二省令 第25条、第26条	<情報提供の根拠> ○番号法 第19条第7号 別表第二（1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 <情報照会の根拠> ○番号法 第19条第7号 別表第二（42、43、44、45の項） ○別表第二省令 第25条、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	I. 5. ② 所属長	市民課長 宮内 伸光	市民課長 林 広泰	事後	
令和2年11月1日	II. 1. 対象人数	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	いつ時点の計数か 令和2年11月1日	事後	
令和2年11月1日	II. 2. 取扱者数	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	いつ時点の計数か 令和2年11月1日	事後	
令和2年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ○番号法 第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 <情報照会の根拠> ○番号法 第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項) ○別表第二省令 第25条、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<情報提供の根拠> ○番号法 第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 <情報照会の根拠> ○番号法 第19条第8号 別表第二(42、43、44、45の項) ○別表第二省令 第25条、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法改正(号の繰り下げ)による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity住民情報(国民健康保険)・Acrocity住民情報(総合収納管理)・滞納管理システム・高額医療支給システム・国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、口座管理システム、年金集約システム、Acrocity住民情報(行政基本)、中間サーバー * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	・Acrocity住民情報(国民健康保険)・Acrocity住民情報(総合収納管理)・滞納管理システム・高額医療支給システム・国保総合システムおよび国保情報集約システム、口座管理システム、年金集約システム、Acrocity住民情報(行政基本)、番号連携サーバー、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和6年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ○番号法 第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 <情報照会の根拠> ○番号法 第19条第8号 別表第二(42、43、44、45の項) ○別表第二省令 第25条、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<情報提供の根拠> ○番号法 第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <情報照会の根拠> ○番号法 第19条第8号 別表第二(42、43、44、45の項) ○別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年3月15日	II. 1. 対象人数	いつ時点の計数か 令和2年11月1日	いつ時点の計数か 令和6年1月1日	事後	保護評価の再実施による
令和6年3月15日	II. 2. 取扱者数	いつ時点の計数か 令和2年11月1日	いつ時点の計数か 令和6年1月1日	事後	保護評価の再実施による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法別表44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ○番号法 第19条第8号 別表第二（1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <情報照会の根拠> ○番号法 第19条第8号 別表第二（42、43、44、45の項） ○別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<情報提供の根拠> ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項） <情報照会の根拠> ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（69、70、71の項） <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	